

## JMU舞鶴事業所 対策連絡会議が開催

### — 支援継続を確認 —

第3回のJMU舞鶴事業所対策連絡会議が3月18日に舞鶴市役所で開催され、舞鶴商工会議所から西山専務理事と山尾課長が出席しました。

今回の会議では、JMU舞鶴事業所の従業員の今後に関する情報共有とともに次年度への活動方向などについて協議され、関連事業所も含めて関係機関が一体となって継続支援していくことを確認しました。

また、JMU舞鶴事業所から現状の説明があり、最終船の引き渡しは5月末で、6月末には新規造船部門の業務を終え、今後は艦船の修理を中心に事業を行う予定とされました。従業員については、3月1日現在61人が求職中でこれ以外の方々には再就職などによる退職や配置転換予定とされています。

さらに、14社ある「構内請負会社」のうち、既に1社が撤退し、残りの13社では7社が業務終了後に構内から撤退する見込みであることを明らかにされました。

舞鶴商工会議所では、今後も関係機関とともに、再就職や新たな事業展開に向けた支援について取り組んでいくことにしています。

## コロナの影響で「一時支援金」 会員限定で事前確認を受付中

新型コロナの影響で売上が50%以上減少した事業者は、国の一時支援金を受給することができます。

申し込みには、確認機関で事前確認を受ける必要がありますが、会員事業所に限って舞鶴商工会議所が「事前確認機関」として無料で事務を行っています。電話(Tel 62-4600)でご連絡ください。

制度の概要と申請の手順は次のとおりです。

### 国の一時支援金の概要 (50%以上減少)

#### 給付の要件

- ▷緊急事態宣言にともなう飲食店の時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
- ▷令和3年1月～3月の売上が前年または前々年同期比で50%以上減少していること

**対象者** 中堅・中小事業者

**支給額** 個人：30万円以内 法人：60万円以内

**申請期限** 5月31日(月)

#### 【申請の手順】

- ①「一時支援金事務局申請WEBサイト」の案内に従い、「ID番号」を取得します(メールアドレスが必要)

②舞鶴商工会議所で事前確認を行う場合は電話(Tel 62-4600)で、「ID番号」と「電話番号」に加え、法人の場合は「法人名」と「法人番号」を。個人の場合は「氏名」と「生年月日」をお知らせください。その際に、担当者が所定事項の確認や制度等の説明をさせていただきます。

③「事前確認の完了後」に申請WEBサイトで手続きを進めてください。

※なお、「事前確認」は支援金の給付を約束するものではありませんのでご注意ください。

#### ○問い合わせ

一時支援金事務局 相談窓口

Tel 0120-211-240 (フリーダイヤル)

### 売上が30～50%未満の事業者は 舞鶴市の「一時支援金」を

#### 給付の要件

国の「一時支援金」と同じです。ただし、売上が前年または前々年同期比で30%以上～50%未満減少していること

**対象者** 小規模事業者

**支給額** 個人：20万円以内 法人：40万円以内

**申請期限** 6月30日(水)

#### ○申請・問い合わせ

舞鶴市産業創造 雇用促進課内

事業者支援特別相談窓口 Tel 66-0028